

平成31年度税制改正意見の申入れについて

1 平成31年度の税制改正意見申入れプロセスについて

国税庁では、適正・公平かつ円滑な税務行政を行うために必要な税制上の措置について、毎年8月末に税制改正意見として主税局に申入れを行っている。

この点、国税庁の税制改正に係る提言機能を強化するため、平成26年度税制改正意見以降、申入れ項目の中から「重点項目」を選定した上で、課長レベルでの申入れを行っている。

(参考) 重点項目とは、真に翌年度の税制改正での実現を図るべき項目として、改正の趣旨・必要性について主税局幹部を含め十分な理解を得る必要があるものであり、平成28年度税制改正以降、企画課長から国税庁税制改正意見の取扱いの窓口となる税制一課長に対して、申入れを行っている。

2 申入れ項目

平成31年度税制改正意見申入れ項目の選定に当たっては、各課から提出された意見を基に制度問題研究会を中心に前事務年度から検討を進めてきたところであり、異動後における各課の再検討も踏まえ、重点項目11件を含む34件の申入れ項目について、主税局に申し入れることとしたい。

(参考1) 制度問題研究会とは、税務行政の視点から見た税制に関する改善策について、庁内での検討を深化させるとともに、主税局に対して積極的に提言を行うことを目的として設立されたものである。

(参考2) 前事務年度における検討段階の申入れ項目(案)については、企画課総括補佐から主税局税制一課長補佐に対して、あらかじめ提出している。

(参考3) 過去の税制改正意見の申入れ件数と改正件数

改正年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
申入れ件数	【17件】31件	【5件】30件	【12件】31件	【15件】31件	【11件】34件
改正件数	【13件】16件	【4件】9件	【9件】19件	【12件】15件	
改正割合	【76%】51.6%	【80%】30.0%	【75%】61.3%	【80%】48.4%	

※ 【】書きは重点項目の件数を示す。

(参考4) 税制改正意見申入れに係る今後のスケジュール

- 8月末 税制改正意見及び重点項目の主税局へ申入れ
- 9月上旬 税制改正意見に関する主税局ヒアリングの実施
- 11月上旬 主税局との協議を踏まえ、改正見込み等について、次長・長官に中間報告